

高額医療・高額介護合算療養費制度

問 保険年金課 ☎(55)7119
 高齢福祉課 ☎(55)7116

▼制度内容／1か月にかかった医療保険の自己負担額が高額になった場合は高額療養費、介護保険の自己負担額が高額になった場合は「高額介護サービス費」が申請により支給されます。

これに加え、1年間に医療保険と介護保険の自己負担の合算額が基準額別表参照を超えた場合、超えた分が申請により支給されます。

所得区分	後期+介護	医療保険+介護(70歳以上)	所得区分	医療保険+介護(70歳未満)
現役並み所得者	67万円	67万円	ア (901万円超)	212万円
			イ (600万円超 901万円以下)	141万円
一般	56万円	56万円	ウ (210万円超 600万円以下)	67万円
			エ (210万円以下)	60万円
低所得Ⅱ	31万円	31万円	オ (住民税非課税世帯)	34万円
低所得Ⅰ	19万円	19万円		

▼支給条件

・算定期間 平成29年8月分から平成30年7月分まで

・計算対象 平成30年7月末時点で加入している医療保険(こ)に計算します。

・計算対象になる自己負担額 「高額療養費」・「高額介護サービス費」の対象となる自己負担額です。(すでに「高額療養費」・「高額介護サービス費」として支給があった場合は、支給額を差し引いた金額が計算対象)

※医療保険・介護保険ともに、計算対象となる自己負担額があることが必要(例えば、国民健康保険の方で介護認定を受けている方がいない場合はこの制度の対象とはなりません。)

※計算対象の金額が基準額(別表)から500円を超えない場合は、支給されません。

▼申請手続

【愛西市国民健康保険・後期高齢者医療保険にご加入の方】

対象となる方へ郵送でご案内します。案内が届きましたら、申請してください。

▼必要書類

・健康保険証(国民健康保険被保険者証)または後期高齢者医療被保険者証

・自己負担額証明書(算定期間内で医療保険者・介護保険者に変更になった場合必要。ご不明の場合は、お問い合わせください。)

・印鑑、振込先通帳

・通知カードまたは個人番号カードなど(個人番号確認のため)

▼申請先

保険年金課または各支所

【被用者保険(会社の保険)や愛西市以外の国民健康保険・後期高齢者医療保険にご加入の方】

申請先、申請方法は、平成30年7月末でご加入の医療保険者(会社など)にお問い合わせください。

3月15日(金)締切
 一般不妊治療費助成事業申請

問 健康推進課(佐屋保健センター)
 ☎(28)580303

▼補助内容／不妊治療を受けている夫婦を対象に人工授精に要する費用の一部を助成

▼補助対象者

・人工授精にかかる保険適用外治療の開始時点で法律上の婚姻をしている方

・申請時点で市内に住民票を有する方

・人工授精の治療を開始した日における妻の年齢が43歳未満(ただし、平成28年3月31日までに人工授精の治療を開始した夫婦のうち、治療開始時の妻の年齢が43歳以上であっても、その治療に係る期間(2年間)が終了するまでは、助成対象となります。)

・夫婦合算所得が、730万円未満の方は、お問い合わせてください。

▼補助期間／補助を開始した診療日の属する月から継続する2年間。ただし、市への申請は1年度(こ)に必要

▼補助金の額

1組の夫婦に対し、人工授精に要した本人負担額の2分の1以内で、平成30年3月診療分から平成31年2月診療分までの上限4万5千円

▼申請締切日／3月15日(金)

※締切日を過ぎた場合は、申請の受け付けができません。必ず期日までに申請してください。

▼注意事項

・愛西市に転入した場合は、転入日以降の治療分が対象です。

・愛西市から転出した後に申請された場合は助成が受けられません。

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

ご存知ですか？育児・介護休業法

問 愛知労働局雇用環境・均等部指導課
 ☎(052)857)0312

「育児・介護休業法」では、家族の介護を行う労働者が利用できる介護休業制度(要介護状態の家族介護のため、対象家族1人につき通算93日、3回まで分割取得が可能)や、介護のための所定労働時間短縮措置や残業の免除、半日単位の取得が可能な介護休暇制度を定めています。

事業主と労働者の皆様には、育児・介護休業法の趣旨・内容をご理解いただき、制度の活用と制度を利用しやすい環境づくりを進めていただきますようお願いいたします。

子育て1・2・3